

関係機関との連携

(第6条・第10条関係)

犯罪被害者等の支援には関係する機関が円滑な連携と協力を行う必要があります。

そこで、条例の施行に先立ち

平成30年2月に

「西和警察署」

「なら犯罪被害者支援センター」と

連携のための協定書を締結しました。

奈良県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体
公益財団法人 なら犯罪被害者支援センター

犯罪に遭われた被害者や家族、また遺族の被害からの回復を支援するために設立された民間のボランティア団体です。

TEL：0742-24-0783

【支援の例】

相談活動：電話相談研修を受けたボランティアの相談員が、親身になって相談に応じます。

面接相談：必要に応じて、専門家が心理相談や医療相談、法律相談を実施します。

(事前予約が必要、一部を除き有料)

直接支援活動：必要に応じて、自宅訪問や検察庁・警察署・病院・裁判所等への付添い支援を行います。

相談窓口や情報提供

(第6条関係)

町では犯罪に遭われた方やそのご家族が直面している問題について相談に応じる総合的な窓口を設けます。

必要な福祉サービスの窓口につないだり、

専門の支援機関につないだり、

相談者のニーズにあった窓口にご案内します。

王寺町役場

TEL：0745-73-2001 (代表)

犯罪被害者等のための主な相談窓口

奈良県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体
公益財団法人 なら犯罪被害者支援センター

TEL：0742-24-0783

性暴力被害専用相談窓口：090-1075-6312

ナポくん相談コーナー (奈良県警察)

TEL：#9110

性犯罪被害相談110番 (奈良県警察)

TEL：0742-24-4110

県の犯罪被害相談窓口 (奈良県人権施策課)

TEL：0742-27-8726

西和警察署

TEL：0745-72-0110

日本司法支援センター

法テラス犯罪被害支援ダイヤル

TEL：0570-079-714

王寺町犯罪被害者等支援条例

(平成30年4月施行)



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギュっちゃん」

この条例は、犯罪に遭われた方々が悩みを一人で抱え込まず、早期に平穏な生活を営むことができる地域社会の実現を目指して制定しました。

王寺町